

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 75

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ 知的財産権放棄に対する有識者の見解
- ・ 西アフリカ諸国が AfCFTA の枠組みでの知的財産の問題を検討

カーボベルデ

- ・ カーボベルデが複数の国際協定に加入

エチオピア

- ・ エチオピア知的財産裁判所の最近の判決

ガンビア

- ・ ガンビアの知財教育

ケニア

- ・ ケニア著作権委員会がミーム (memes) の著作権に関する警告を発行
- ・ 模倣品取締機関 (ACA) の新たなトップの就任

ナイジェリア

- ・ ナイジェリアの空港が著作権に関わる法執行を支援
- ・ 模倣品取引に関する啓発イベント
- ・ 知的財産に関するテキストブックの刊行
- ・ ナイジェリアにおける特許出願の支援と奨励

南アフリカ

- ・ 研究者の数の減少が特許出願の減少につながる

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ OAPI 加入国のための裁判官協会設立に支援の声

ケニア

- ・ オンラインによる模倣品取引を駆逐するため、ACA は電子商取引用プラットフォームとの提携プランを検討中

ナイジェリア

- ・ 入門：ナイジェリアの知財経験：過去と現在

OAPI

- ・ WIPO 総会への参加：最後は称賛の拍手で終了

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・知的財産権放棄に対する有識者の見解¹

Stat News に掲載された記事によれば、米国保健福祉省の副次官補を経て現在はエモリー大学（米国ジョージア州）で健康政策を研究中の Kenneth E. Thorpe 教授は、新型コロナワクチンに関する特許保護の一時停止に合意した WTO が現在さらに踏み込んだ措置を検討中であると述べている。WTO は今や知的財産権放棄の範囲を新型コロナの治療薬や診断薬にまで拡大しようとしているが、そのような措置は「破滅的な結果」をもたらすだろう、と同教授は語る。

真の問題が特許ではない以上、特許権の放棄は意味をなさない、と Thorpe 教授は主張している。同教授の言によれば、今ではワクチンの「過剰供給」が生じており、国際的な製薬会社は開発途上国の製造業者との間で「数えきれないほどの」提携関係を結んでいるという。「低所得国のジェネリック製造者が新型コロナ治療薬のライセンス取得や生産を行うのを妨げているのは特許ではない…（それゆえ）特許保護の放棄によってその種の薬品の入手可能性が拡大することもない」と同教授は言う。それどころか、「単に、Gilead、Merck、Pfizer といった製薬会社に対し、自らの知的財産から収益やロイヤルティを得ることなく権利を放棄するよう強制することになるだろう」という。

話の締め括りとして、Thorpe 教授は次のように語っている。「これまでグローバルなワクチン接種の普及を妨げていた真の障壁は、ワクチンに対する反感、ロジスティクスの問題、通商障壁といった要因であったし、今でもそうである…供給量や実施許諾（任意であれ強制であれ）の件数を増やすことによって、前述したような行政的・文化的な障壁を克服することはできない」。

・西アフリカ諸国が AfCFTA の枠組みでの知的財産の問題を検討²

「アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）に関する交渉の枠組みの中での知的財産権の処遇に関する広域会合」（*Regional Meeting on Intellectual Property Rights within the framework of the negotiations on the African Continental Free Trade Area ; AfCFTA*）の1回目の会合は、2022年7月27日から29日にかけて、コートジボワールのアビジャンで開催された。この会合には、西アフリカ諸国経済共同体（West African States ; ECOWAS）³と、欧州連合の「AfCFTA 技術支援機関」（AfCFTA Technical Assistance Facility）も参加していた。

¹ <https://www.statnews.com/2022/07/31/wto-dont-make-a-bad-situation-worse-by-granting-intellectual-property-waivers-for-covid-19-therapeutics-and-diagnostics/>

² <https://newsqhana.com.gh/ecowas-experts-discuss-intellectual-property-rights-under-afcfta/>

³ [Economic Community of West African States\(ECOWAS\) | .](https://www.ecowas.int/)

会合の席上、複数の演説者によって以下のような主張が展開された。

- 今回の会合の目的は、知的財産権関連の交渉のための調和化された広域的枠組みの設定に向けた作業を行うことである。
- 知的財産権が地域発展の手段として活用されるよう保証することは、ECOWAS の利益に適っている。
- AfCFTA が追求する目標を達成するためには、知的財産権に関する地域内の協力が非常に重要となる。
- 現在提案されている「知的財産権に関する AfCFTA 議定書」(AfCFTA Protocol of Intellectual Property Rights)は、アフリカ特有の具体的な知財問題を反映した実践的なアプローチを案出する機会を提供してくれるだろう。

カーボベルデ

- **カーボベルデが複数の国際協定に加入⁴**

2022年7月6日、カーボベルデは以下の国際協定への加入を求める加入書を寄託した。

- 特許協力条約 (PCT)
- 産業財産権の保護に関するパリ条約 (パリ条約)
- マドリッド協定議定書 (マドリッド・プロトコル)

PCT への加入書を寄託することにより、カーボベルデは PCT の 156 番目の加盟国となった。

エチオピア

- **エチオピア知的財産裁判所の最近の判決**

エチオピアでは、知的財産裁判所によって最近再審査された訴訟において、2 件の重要な判決が言い渡された。エチオピア知財裁判所の判決は非常に希少と思われる。これらの判決がすでに報告されているか否かは不明である。以下に示す判決要旨は、同業者の法律事務所から提供された報告に基づいて編集したものである。

紛らわしい商標に関する事案 - Hybrid Designs PLC v Seregela Ride Taxi Services PLC (2021 年 10 月連邦高裁判決)

タクシー事業者である原告の Hybrid Designs は「Ride」という文言を商標として使用しており、これは登録商標となっている。競業者が「Seregela Ride」という商標を用いて原告と同様のサービ

⁴https://www.wipo.int/oct/en/news/2022/news_0019.html#:~:text=The%20accession%20of%20Cabo%20Verde,membership%20of%20the%20PCT%20Union.&text=As%20from%20July%206%2C%202022,protection%20in%20PCT%20Contracting%20States

スを提供し始めた時、原告は商標権侵害で訴訟を提起した。原告の Hybrid 社は混同可能性を主張し、差止命令の発行と損害賠償を求めた。

被告の Seregela 社は「Seregela」という名称を第 39 類および 42 類に商標登録しているが、この登録には「ride」という語は含まれていなかった。「ride」は一般的な語であるから、その排他的使用権を得ることは誰にもできないはずだ、と被告は主張した。また、「Ride」と「Seregela Ride」の 2 つの商標は混同を生じさせるほど類似していないという主張も展開された。さらに、原告 Hybrid Designs の商標登録は第 42 類のソフトウェアサービスに限定されており、したがって第 39 類の輸送サービスには及ばないという主張もなされた。

審理を担当した裁判所は原告有利との判断を示し、「Ride」という文言を「Seregela」という社名とともに使用することは、商標「Ride」に関する権利を侵害すると述べた。その結果、Seregela 社に対し自社商標の一部として「Ride」という文言を使用することを禁じる差止命令が発行された。損害賠償については、現実の損害は立証されていないと裁判所が認定したため、損害賠償の支払は命じられなかった。

互惠性に関する事案 - Ahmed Abdurahman and Ely's Detergent Industry Company (2021 年 8 月 5 日連邦最高裁判決)

これは、エチオピアで最高の司法機関である連邦最高裁判所破毀院が示した判決である。

この訴訟は、エチオピア企業が登録を出願した 3 件の商標に対してソマリアの一企業が申し立てた異議に関わるものである。ソマリア企業の異議申立は無効である、とエチオピア企業は主張した。エチオピアはソマリアとの間で互恵的な協定を締結していない、というのがその理由であった。

裁判所は、問題の異議申立は有効であり、互恵協定の不存在は決定的な無効理由とはならないとの判断を示した。裁判所が指摘したのは以下のような点である。

- 互恵主義の原則は必ずしも国際協定に関係しているとは限らない。それはむしろ、エチオピア国民に対して同等の権利を付与するのと引き換えに外国の国民に権利を付与するものである。
- 互恵協定が存在していなくても、エチオピアはかねてから（1986 年から）、商標出願と異議申立を認めるという形で、ソマリアに対する互恵主義を認めている。エチオピアでは、外国人に帰属する商標 11,000 件が登録されている。
- 互恵性の承認は、外国からの直接投資を拡大するためにも、外国で保護を求める際の報復措置を回避するためにも重要である。
- 外国人が商標出願の権利を有しているのであれば、その当然の帰結として、自らの権利を保護するために他人の商標出願に対し異議を申し立てる権利をも有していることになる。

ガンビア

・ガンビアの知財教育⁵

ガンビア大学 (UTG) は、アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Intellectual Property Organization ; ARIPO) およびガンビア一般登録局 (Registrar General of The Gambia) の協力を得て、2022年8月2日および3日の2日間にわたり、「アフリカの経済成長と発展のための創造性の育成とイノベーション」 (*Fostering Creativity and Innovation for Economic Growth and Development in Africa*) と題された知的財産に関するセミナーを開催した。

同国の高等教育・研究・科学技術大臣は、セミナーに参加した諸部門の代表者に対して、商工業の振興のための堅固な基盤を構築するに当たってイノベーションが基本的な役割を果たしていると述べ、知的財産の重要性を説明した。

さらに、ガンビアの司法長官 (Attorney General) が、知的財産の分野における新たな国際的トレンドを考慮した新法案が作られていると述べた。長官は、この法案が「我が国における知的財産のランドスケープにプラスの変化をもたらす」という見通しを語っている。

ケニア

・ケニア著作権委員会がミーム (memes) の著作権に関する警告を発行⁶

2022年8月5日、ケニア著作権委員会の Edward Sigei 事務局長は、「ミームと著作権法に関する勧告」 (Advisory on Memes and Copyright Law) を発表した。同氏は以下のような点を指摘している。

- ミームとは、「ソーシャルメディアの中でユーモラスな煽りや政治的な揶揄のために用いられる画像、動画または文章であって、現在論じられている特定のトピックに関する思考の流れを説明するものである…ほとんどの場合、ミームは、著作権保護の対象となっている写真、イラスト、文章または動画から作成された静止画像である」。
- 著作権法に基づき、著作権者は、自らの著作物の複製、複製、翻案、出版または配信を行う排他的な権利を有する。それゆえ著作権者は、自らの著作物である写真または動画からミームを作成する権利を有する。
- 他方、著作権者以外の者が無許可でミームを作成する権利はない。著作権者の許可なくそのような行為をなすことは、その行為が営利目的であった場合、著作権侵害に相当することになる。
- もちろん、公開されているフリー素材も存在するし、そのような素材については権利者の同意は要求されない。

⁵ <https://thepoint.am/africa/gambia/national-news/utg-trains-students-stakeholders-on-intellectual-property>

⁶ https://twitter.com/KenyaCopyright/status/1555451099968143360?ref_src=twsrc%5Etfw

- ミームを作成しようとする者は、素材となる写真または動画の権利関係の現状について、適切な調査を実施すべきである。

・模倣品取締機関（ACA）の新たなトップの就任⁷

模倣品取締機関（Anti-Counterfeit Authority）は、新たな事務局長として Mbugua Njoroge 博士を任命した。この辞令は 2022 年 8 月 1 日をもって発効している。Njoroge 博士の前職は、ケニア音楽プロデューサー協会（Kenya Association of Music Producers ; KAMP）の最高経営責任者である。

今回の任命は、模倣品取締機関（ACA）は違法取引や模倣品取引に対する「国家行動計画」（National Action Plan）に取り組んでいる最中に実現した。

ナイジェリア

・ナイジェリアの空港が著作権に関わる法執行を支援⁸

ナイジェリア連邦空港庁（Federal Airports Authority of Nigeria ; FAAN）とナイジェリア著作権協会（Nigerian Copyright Commission ; NCC）は、ナイジェリアの空港における著作権侵害品の売買に終止符を打つため、1 通の合意書に署名した。この合意書は、特に、法執行、研修、情報共有、空港及び周辺で侵害品を取引した者の逮捕を両者が共同で行うことを定めている。

・模倣品取引に関する啓発イベント⁹

EU の資金提供によるアフリカの知財振興プロジェクト AFRIFI によれば、2022 年 9 月 22 日にナイジェリアでイベントが開催される予定である。このイベントの目的は、特に法執行に携わる職員を対象として、模倣品取引に関する意識向上を図ることである。

OECD の報告書（*Mapping the real routes of trade in fake goods*）によれば¹⁰、アフリカは、特に医薬品、食品、飲料等の分野において、模倣品の影響を非常に受けやすいという。アフリカ最大の経済圏の一つであるナイジェリアは、この点で特に脆弱性を抱えていると考えられている。

⁷ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/318-anti-counterfeit-authority-names-dr-robi-mbugua-njoroge-as-executive-director-and-chief-executive-officer>

⁸ <https://copyright.gov.ng/faan-ncc-sign-mou-to-check-copyright-piracy-at-airports/>

⁹ <https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/news>

¹⁰ https://www.oecd-ilibrary.org/governance/mapping-the-real-routes-of-trade-in-fake-goods_9789264278349-en

・知的財産に関するテキストブックの刊行¹¹

「ナイジェリアの知的財産法：改革と発展」 (*Nigerian Intellectual Property Law: Reform and Development*) と題された書籍が最近刊行され、2022年3月には初めてオンラインで提供された。この書物は、ナイジェリアの知財教育および知財研究の分野において先駆者の一人と見なされ、同国の知財法および知財政策の発展に大いに貢献した人物である Adebambo Adewopo 教授を称えて制作されたもので、政策立案者、法曹関係者、学術関係者、開発エキスパートといった著者たちが執筆した一連の論文から構成されている。

この刊行物の販促資料は、本書の成立は知的財産が「デジタル時代の大きな潮流としてだけでなく、我が国および地域の国家的発展に不可欠なものとして真に顕現した」ことを示すものであると示唆している。

・ナイジェリアにおける特許出願の支援と奨励¹²

技術獲得・促進国家委員局 (National Office for Technology Acquisition and Promotion ; NOTAP) は、当局は62の知的財産技術移転局 (Intellectual Property Technology Transfer Offices ; IPTTO) を設立したと発表した。IPTTO 設立の背後にある構想は、ナイジェリアの研究者による特許出願に弾みをつけたいというものである。

NOTAP の局長、Danzumi Mohammed Ibrahim 博士は、ナイジェリア登録局が「最近」発行した特許証の65%はNOTAPが支援した研究者の成果であると主張している。NOTAPの支援により、研究者たちは自らの発明やイノベーションに関する特許を無料で取得できたのである。

南アフリカ

・研究者の数の減少が特許出願の減少につながる¹³

最近の公式報告*が示すところでは、南アフリカ国内で研究開発 (R&D) の分野で雇用されている研究者の数は2018年以来徐々に減少してきている。R&Dの分野で雇用されている技術者の人数も同様である。科学・技術・イノベーションを所管する閣僚、Blade Nzimande 氏によれば、これが南アフリカの国際競争力に重大な影響を及ぼしつつあるという。同氏がこの発言をしたのは最近の会議の席上で、実際の発言内容は「特許、ハイテク輸出等のアウトプットに関して、南アフリカのイノベーション実績は他の中所得国に後れを取っている」というものであった。

¹¹ <https://acuresearchbank.acu.edu.au/item/8y154/introduction-nigerian-ip-experience-past-and-present>

¹² <https://guardian.ng/news/notap-establishes-62-ipttos-partners-aisa-dtca-for-africas-devt/>

¹³ <https://businesstech.co.za/news/government/612575/south-africa-is-facing-another-skills-crisis/>

*The 2022 South African Science, Technology and Innovation Indicators Report¹⁴ (高等教育・科学・イノベーション省より 7月29日(金)に刊行)

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ OAPI 加入国のための裁判官協会設立に支援の声

<https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/activities/support-creation-association-judges-oapi-member-states>

ケニア

- ・ オンラインによる模倣品取引を駆逐するため、ACA は電子商取引用プラットフォームとの提携プランを検討中

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/320-anti-counterfeit-authority-eyes-a-plan-to-partner-with-ecommerce-platforms-to-weed-out-online-counterfeiting>

ナイジェリア

- ・ 入門：ナイジェリアの知財経験：過去と現在

<https://acuresearchbank.acu.edu.au/item/8y154/introduction-nigerian-ip-experience-past-and-present>

OAPI

WIPO 総会への参加：最後は称賛の拍手で終了

<http://oapi.int/index.php/fr/>

¹⁴ <https://www.dst.gov.za/images/2022/07/141483-DST-Report-25-July-12h20.pdf>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 75

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している
情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コ
メントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであるこ
を保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、
再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した
情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆
様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負い
かねます。